

平成25年1月

公益財団法人 生命保険文化センター
「平成25年度 生命保険に関する研究助成」募集要項

1. 目的

若手研究者の、生命保険およびこれに関連する研究を支援することを目的として、以下の要領にしたがって助成を行います。

2. 対象者

国内の大学の大学院生（博士後期課程）、助教、講師、准教授、その他これに準ずる研究者とします。

ただし、

- (1) 大学院生の場合は、将来日本国内の大学で活動することを志望している方
- (2) 同一（類似）テーマで本研究助成または他の研究助成団体から過去に助成を受けていないこと（初めて助成申請するテーマであること）
- (3) 本研究助成での過去の助成回数が4回迄であること（5回目は助成対象となります）
- (4) 研究形態は個人研究であること（共同研究は対象外です）

3. 助成金額

助成金額は、50万円を上限とします。

4. 研究期間

平成25年4月1日～平成26年3月31日の間で、申請者が設定してください。

5. 助成の申請手続

所定の研究助成申請書類^{注1}により、**平成25年2月1日(金)から4月30日(火)まで(必着)(厳守ください)**の期間にご提出ください。なお、大学院生の場合は指導教授の推薦書を添付してください。

生命保険文化センター（以下「センター」という）にて審査のうえ、研究助成の可否を決定します。

6. 助成決定の通知・助成金の交付

研究助成の可否は本人（大学院生の場合は、本人ならびに指導教授）に通知し、助成金は速やかに交付します（6月中を予定）。

なお、助成金受給者が遵守すべき義務の履行を怠ったとき、助成の趣旨に反する事態があると認められるとき、あるいは研究成果が一定の水準に達していないと認められるときは、助成金を返還していただくことがあります。

7. 助成を受けた方の遵守事項

- ① 助成金交付後、研究期間中に当センターの指定する所定の時期に、その経過の概要と研究完了の見通しについて中間報告書を提出すること（1回）
- ② 研究成果は、研究期間満了後、半年以内に当センター発行の「生命保険論集」

に投稿すること^{注2)}。なお、投稿の際、最終報告書、および大学院生の場合は指導教授の成果論文指導報告書を併せて提出すること

- ③ 成果論文の提出が、研究期間満了後1ヶ月を超える場合は、同期間内に研究成果投稿見込報告書を提出すること
- ④ 助成金受給者は、助成金を生命保険およびこれに関連する研究のための費用（生活費は除きます）に充当することとし、研究期間満了後1ヶ月以内に助成金の使途に関する報告書を提出すること。
- ⑤ 平成26年9月までに、原則として当センター運営の「保険学セミナー」^{注3)}で研究成果（途中報告も可）につき報告すること
※報告時期については、平成25年10月頃に希望を確認し、日程調整します。
- ⑥ 研究成果には、当センターの助成による旨を明記すること

8. 優秀論文の表彰

「生命保険論集」に掲載の成果論文を対象に優秀と認められた論文を表彰します。詳しくは当センターのホームページをご覧ください。

9. 注意事項

- (1) 研究助成が決定した助成金交付者については、その氏名、所属大学・大学院の学部・学科、研究助成テーマ等を当センターのホームページ等で公表いたしますので、予めご了承ください。
- (2) 研究計画内容の変更は、事前に当センターの承認を得てください。なお、投稿いただいた成果論文の内容が申請書のテーマに沿っていない場合は別途当センターが定める期日までに再度投稿していただきます。

10. その他（日本保険学会への入会のご案内）

現在、日本保険学会に所属しておらず、この研究助成申請を機に入会を希望される方は、推薦を検討いたしますので、研究助成申請書の所定欄にご記入ください。

以上

注1) 当センター所定のものを、下記ホームページの研究助成のページからダウンロードしてください。

注2) 「生命保険論集」の研究助成の成果論文用投稿要領は下記ホームページの研究助成のページをご覧ください。

注3) 「保険学セミナー」は、生命保険およびこれに関連する分野の研究者が、自由に討論を行う研究報告の場です。平成25年度は東京と大阪でそれぞれ年6回（4、5、7、9、12、1月）ずつ開催いたします。研究成果の報告は、東京か大阪のいずれかでを行います。

問い合わせ先、研究助成申請書類提出先

(公財)生命保険文化センター保険研究室 研究助成係 〒100-0005 千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル8階 TEL : 03-5220-8512 FAX : 03-5220-9090 e-mail : gakujutsu@jili.or.jp URL : http://www.jili.or.jp/

* 申請書類は原則として郵送でご提出下さい。e-mailで提出される場合は「開封確認メッセージの要求」で着信を確認して下さい。